

公 告

白石町財務規則（平成 17 年白石町規則第 43 号。以下「規則」という。）第 80 条の規定に基づき、次のとおり特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札（事前審査型）を行う。

令和 8 年 1 月 7 日

白石町長 田 島 健 一

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 白石地域新設小学校地盤改良工事（東工区）
- (2) 工事場所 佐賀県杵島郡白石町大字遠江地内
- (3) 工事内容 小学校敷地造成工
 - 深層混合処理工（ ϕ 1600 mm） L = 1 0 . 5 m N = 1, 0 5 7 本
 - 深層混合処理工（ ϕ 1600 mm） L = 1 8 . 5 m N = 1 6 4 本
 - 中層混合処理工（ $t=1.5m$ ） A = 1 0, 1 0 0 m²
 - 盛土工 V = 1 5, 4 0 0 m³
 - 石灰処理工 V = 4, 1 0 0 m³
- (4) 予定工期 約 18 箇月「議決日（本契約）の翌日から令和 9 年 8 月下旬まで」
- (5) 予定価格 公表しない

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす共同企業体とする。

- (1) 共同企業体の基本的要件、結成手続等については、白石町建設工事共同企業体取扱要領によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員の資格要件
 - ア すべての構成員は、次の資格要件を満たすものとする。
 - 一 白石町建設工事等入札参加者の資格に関する規則（平成 17 年白石町規則第 120 号）第 3 条に定める入札参加資格のある者で、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 3 項により土木一式工事の決定を受けていること。
 - 二 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも 10 年以上あること。
 - 三 白石町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 17 年 1 月 1 日白石町訓令乙第 36 号）及び佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から落札決定の日までの間受けていない者であること。
 - 四 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な

同意を得ている者は同項の規定に該当しない者とする。)

五 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限以前6箇月から落札決定の日までの間に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

六 本工事の落札決定までの間に、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正手続又は再生手続開始の申立が成された者でないこと。ただし、更正計画又は再生計画の認可が決定された者で、佐賀県知事に入札参加資格審査申請書を再度提出し、前記一の決定を受けた者を除く。

七 本工事の他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と、資本面若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。この場合における「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

（ア）法人税法施行令（昭和40年政令第97条）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）

（イ）一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社

① 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。

a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11の2号に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

（ウ）一方の会社の役員（配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員（職にある会社

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすものとする。

一 杵藤土木事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条3項の規定により土木一式工事特A級の決定をうけていること。

二 建設業法第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

三 過去10年間（平成28年3月以降）において、本工事と同種の工事内容【軟弱地盤処理（深層混合処理工）工事】を主たる工事として国または地方公共団体が発注した土木一式工事について、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。）として竣工した実績を有すること。

※軟弱地盤処理（深層混合処理工）工事とは、下記①を満たす工事とする。

①軟弱地盤処理（深層混合処理工）工事に該当する工事内容は、機械攪拌工法による深層混合処理工とする。

□1 機械攪拌とは、攪拌翼を有した機械での施工をいう。

□2 深層混合処理工は、柱状地盤改良工法に限る。

四 三に掲げる工事の施工経験を有し、土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置し得る者であること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は次の資格要件を満たすものとする。

一 白石町内に建設業法第3条に規定する本店を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条3項の規定により土木一式工事B級以上の決定をうけていること。

二 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置し得る者であること。

(3) 構成員の数

本工事は、特定建設工事共同企業体（特定JV）による共同施工方式（甲型）とし、構成員は2社とする。

(4) 出資比率

すべての構成員が、30%以上の出資比率であること。

(5) 代表者の要件

最も大きな施工能力を有するものであり、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(6) 存続期間

ア 本工事の相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3箇月を経過する日まで。

イ 本工事の相手方とならなかった者

当該工事に係る契約の相手方が確定する日まで。

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 共同企業体編成表
- (4) 同種工事の施工実績表（共同企業体の代表者のみ）
- (5) 配置予定技術者調書
- (6) 営業所一覧表（共同企業体の代表者のみ）
- (7) 総合評定値結果通知書の写し（入札予定時期に有効なもの）
- (8) 建設業許可通知の写し

4 入札参加資格確認申請書等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和8年1月7日から令和8年1月29日まで
- (2) 交付場所 白石町ホームページ <https://www.town.shiroishi.lg.jp/>
(MS-Word 文書及びPDF ファイル)

5 入札参加資格確認申請書等の受付期間及び場所

- (1) 受付期間 令和8年1月8日から令和8年1月29日（必着）まで
- (2) 受付場所 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1
白石町教育委員会新しい学校づくり課施設係宛て
(※簡易書留にて郵送のこと)

6 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間及び場所

ア 期 間 令和8年1月8日から令和8年1月29日まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く9時から16時まで）閲覧を希望する者は、事前に問い合わせること。

イ 場 所 白石町教育委員会 新しい学校づくり課内

(2) 詳細設計書等

工事費積算に必要な金抜設計書及び図面データ等については、入札参加資格確認申請書提出期限の翌日以降に電送するので、入札参加資格確認申請書の提出時に会社名及び連絡先、メールアドレスを記入した書面（名刺も可）を同封すること。

7 入札参加資格確認

共同企業体の構成員全員について、不誠実な行為の有無及び経営状態等に関する審査を行い、適格な者を有資格共同企業体として認定し通知する。よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けた者に限る。

8 指名されなかった者に対する理由の説明

- (1) 無資格者に対しては、資格を有していない旨及びその理由を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により理由に対する説明を求められることができる。
- (3) 理由について書面により説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
この回答に不服がある者は、理由の説明を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に書面により不服申立てを行うことができる。
- (4) 不服申立てについては、白石町入札参加者指名審査委員会において審議する。

9 入札予定時期

令和8年3月上旬（正式な日時は、入札参加資格確認通知による。）

10 入札関係書類等

入札に関する提出資料については、入札参加資格確認通知のときに送付する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付すること。ただし、規則第 81 条第 1 号の規定により入札保証保険契約を締結しているとき又は入札保証金免除申請書を提出した者で、同条第 2 号の規定に該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

なお、入札保証に係る入札保証金の額は、その者が見積る入札金額の 100 分の 5 以上とする。

(2) 契約保証金

納付すること。ただし、規則第 100 条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の 100 分の 10 以上とする。

1 2 入札の無効

規則第 87 条に規定する入札無効に該当する入札。

1 3 重複発注による入札参加資格の喪失

本工事を落札した場合は、下記工事の入札参加資格を喪失するものとする。

◇白石町発注：(令和 8 年 1 月 7 日公告、令和 8 年 3 月上旬入札予定)

◇工事名：『白石地域新設小学校地盤改良工事（西工区）』

1 4 議会の議決に付すべき契約

この入札による契約は、規則第 101 条の規定による建設工事請負仮契約書を作成し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号に規定する当該請負契約に係る白石町議会の議決がなされたとき、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約書とみなす。

1 5 その他

問い合わせ先 〒849-1192

佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

白石町教育委員会「新しい学校づくり課施設係」

TEL 0952-84-7128（学校教育課・新しい学校づくり課直通）

FAX 0952-84-6611